■軽自動車税の納税を忘れずに

平成29年度軽自動車税納税通知書の発送は4月14日(金)を予定しています。

納期限は5月1日(月)です。納期内の納入をお願いします。

■身体障害者手帳をお持ちの方は減免の場合があります

課税対象者で、次の要件に該当する方は申請により課税が免除される場合があります。

減免の対象／

・身体障がい者等が所有する軽自動車等

・18歳未満の身体障がい者または精神障がい者と生計を同じくする方が所有する軽自動車等

申請期限／

4月24日(月)

申請に必要な書類等／

・手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等)

・運転免許証

・印鑑

・自動車検査証

・マイナンバーの通知カードまたは個人番号カード

・軽自動車税減免申請書

その他／

※軽自動車税の減免は毎年申請が必要です。

※すでに自動車税(道税)の減免を受けられている方や障がい者等級などによっては減免の対象にならない場合があります。

※身体障がい者等利用のため「改造自動車」として登録された軽自動車は課税が免除になる場合があります。

問い合わせ／

市税務課資産税グループ

☎23-6393

■土地・家屋価格等の縦覧、固定資産課税の閲覧ができます

4月3日から、平成29年度土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧と、固定資産課税台帳の閲覧が行えます。

縦覧・閲覧の際には、印鑑と本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)をご持参ください。

代理人の場合は本人からの委任状(形式は任意)が必要です。

借地人・借家人等の方も、地主・大家所有の資産のうち借地・借家部分の内容を閲覧できますので、その関係が証明できる賃貸借契約書等を持参してください。

◆土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

お持ちの土地や家屋等と、同一区内にある同様の種類の資産との価格等が比較できます。

縦覧期間／

4月3日～5月31日(水)

8時45分～17時30分

※土日・祝日を除く

縦覧場所／

市役所1階　税務課

◆固定資産課税台帳の閲覧

お持ちの固定資産の課税内容が確認できます。

閲覧期間／4月3日～平成30年3月30日(金)

8時45分～17時30分

※土日・祝日を除く

閲覧場所／

・市内全域の閲覧…市役所1階　税務課

・宗谷地域(宗谷支所管轄区域)の閲覧…宗谷支所

・沼川地域(沼川支所管轄区域)の閲覧…沼川支所

※登録された価格について不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた日から3か月までの間に、稚内市固定資産評価審査委員会(市税務課内)に審査を申し出てください。

問い合わせ／

市税務課資産税グループ

☎23-6393

■土と触れ合おう!やさいクラブのご案内

市では、やさいクラブの参加者を募集します。

土に親しみながら野菜作りを継続的に体験することで、食べ物に対する感謝の気持ちなどを育てることを目的に活動します。

募集対象・人数／

小学生とその家族、または小学生同士のグループ18組(18区画)

※複数グループで1区画も可能です。(1区画畳4枚程度)

参加料／

1区画…2800円

募集期間／

4月11日(火)～15日(土)

申し込み方法／

直接または電話、FAX、Eメールで申し込みできます。詳しくは、お問い合わせください。

開園式／5月13日(土)

活動期間／5～9月末まで

隔週土曜日　全12回予定

活動時間／10時～12時

場所／市社会教育センター学習菜園(緑2丁目4番5号)

申し込み・問い合わせ／

市社会教育センター

☎23-6369

■市税等の支払いで悩んではいませんか?

市では、3月から5月を「滞納整理強化月間」と定め、税金や使用料等の滞納整理に取り組んでいます。

既に納期が経過して未納となっている税金・使用料等には、延滞金が加算されます。

納付または連絡のない方については、勤務先への給与照会や、各金融機関等への預貯金調査等、財産調査を実施し、差し押さえを執行します。なお、病気や失業など、特別な事情がある方はご相談ください。

◆納税に関する相談はありませんか?

日中に相談に来られない方のために、次のとおり夜間納税相談窓口を開設します。

場所／

市役所1階　税務課

日時／

4月10日(月)～21日(金)

平日　17時30分～19時

問い合わせ／

市税務課納税グループ

☎23-6395

■鳥インフルエンザに注意しましょう

鳥インフルエンザウイルスは、通常、感染した鳥と濃密な接触等の特殊な場合を除き、通常は人に感染することはないと考えられていますが、念のため、鳥インフルエンザ感染予防として、次の事項に注意してください。

・衰弱や死亡している野鳥やその排泄物には、素手で触らないようにしましょう。

・もし触れた場合は、速やかに「手洗い」と「うがい」をしましょう。

・水辺等に立ち寄った場合は、フンを踏んでいる可能性があります。ウイルスの拡散を防ぐためにも、念のため靴底を洗いましょう。

・野生動物にエサを与えず、近づかずそっと見守りましょう。

【お願い】

野鳥が大量に死んでいるのを見つけた時や原因が分からないまま次々と死んでしまう等、鳥の異常を発見した場合、ご連絡ください。

問い合わせ／

・宗谷総合振興局環境生活課

☎33-2922

・市農政課農林整備グループ

☎23-6476

土砂災害警戒区域の指定について

市内において、土砂災害警戒区域(土砂災害の恐れがある区域)に41か所、土砂災害特別警戒区域(特に著しい被害が生じる恐れがある区域)に27か所が新たに指定されました。

詳細な指定状況や、指定された区域の図面については、宗谷総合振興局稚内建設管理部治水課及び市総務防災課で縦覧できます。

なお、土砂災害警戒区域等は、今後も指定される計画となっていますので、新たに指定された場合は、ホームページ等でお知らせします。

問い合わせ／

市総務防災課防災グループ

☎23 - 6380